

2026（令和8）年度 金沢市産学連携デジタルソリューション推進事業 募集要項

1. 事業の目的

市民生活の向上や本市が抱える社会課題の解決を図るため、大学等と連携し、デジタル技術の社会実装を行う企業の取組を支援することで、新たな産業の創出を目指します。

【事業の流れ】

1年目（実証実験への支援）



2年目（社会実装に向けた支援）



3年目（社会実装への支援）

※それぞれの採択には事前審査があります

※1 デジタル技術

ICT、IOT、ドローン、AI、BI、ビッグデータ活用、RPA、ロボット（センサー、知能・制御系及び駆動系の全ての要素技術を有する智能化した機械システムをいう。）、ブロックチェーン、クラウド・コンピューティング・サービス（インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機を他人の情報処理の用に供するサービスをいう。）等の技術

2. 提案を募集する事業

<テーマ>

「市民生活の向上や社会課題の解決」

（対象分野の例）

持続可能な観光の推進、ICTを活用したまちづくり、生産技術の継承・向上（スマート農業・林業等）、防災機能の向上、デジタルを活用した福祉・行政サービス等の充実

<要件>

- 事業実施の主なエリアが、金沢市内であること。
 - デジタル技術の社会実装が可能な事業内容であること。
 - 当該事業の実施にあたり、自らが主体的に関係者との調整や交渉を行うこと。
- ※企画提案にあたり、法令や市の施策等を十分に確認してください。

3. 応募者の要件

以下の（１）、（２）及び（３）を満たす者

- （１）本市の区域内に事業所を有し、本市を主な拠点として対象事業を実施する企業
- （２）金沢市産学連携事業運営委員会に参画する高等教育機関（金沢市が運営費交付金を交付している高等教育機関を除く。）の研究者と共同で、デジタル技術の社会実装に意欲的に取り組むと市長が認める者
- （３）次の事項に該当しない者
 - ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者又は同条第 2 項各号のいずれかに該当し、その該当した事実があった後 2 年を経過しない者
 - ②金沢市入札参加資格者指名停止措置要領（平成 19 年 4 月 1 日決裁）に基づく指名停止期間中である者
 - ③市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ④民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により再生手続開始の決定を受けている者
 - ⑤会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により更生手続開始の決定を受けている者
 - ⑥破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により破産手続開始の決定を受けている者
 - ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者

4. 事業期間

契約締結（補助金交付決定）の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5. 事業費

事業費名	内容
（１）１年目 （実証実験への支援）	市からの委託料として、１００万円 （消費税額を含む。）を限度とします。
（２）２年目 （社会実装に向けた支援）	市からの委託料として、３００万円 （消費税額を含む。）を限度とします。
（３）３年目 （社会実装への支援）	市からの補助金として、２００万円 （補助率 1／2）を限度とします。
・対象経費は、事業に必要な経費で次のものを対象とします。 謝礼、旅費・交通費、原材料費、資料作成費、通信運搬費、雑役務費、 広報費、消耗品費、印刷製本費、実験・設計等に必要な委託料、工事費、 保険料、リース料、その他事業実施に必要な費用	

対象経費の留意点

- ・ 会合の飲食費など事業と直接関わりのない経費や備品購入費（税込 5 万円以上）は対象外とします。
- ・ 消耗品以外の必要な機器や物品等については、原則レンタル、リースにより調達してください。
- ・ 精算時、経費の支払いを確認できるもの（領収書、契約書の写し等）が必要です。
- ・ 人件費を計上する場合、別添「人件費の積算について」を確認ください。

6. 応募の手続き

(1) 提出書類及び提出部数

次に掲げる書類を作成し、提出してください。

- | | | |
|--------------------|-----|-----|
| ①応募申込書（様式 1） | ・・・ | 1 部 |
| ②企画提案書（様式 2） | ・・・ | 1 部 |
| ③経費明細書（様式 3） | ・・・ | 1 部 |
| ④市税滞納有無調査承諾書（様式 4） | ・・・ | 1 部 |
| ⑤定款 | ・・・ | 1 部 |
| ⑥登記事項証明書 | ・・・ | 1 部 |

注. 提出日より 3 ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

- | | | |
|-------|-----|-----|
| ⑦財務諸表 | ・・・ | 1 部 |
|-------|-----|-----|

注. 直近 2 年間の貸借対照表、損益計算書、個別注記表を提出してください。

- | | | |
|--------------------------|-----|-----|
| ⑧その他提案の内容を説明する書類（事業概要資料） | ・・・ | 1 部 |
|--------------------------|-----|-----|

注. ②企画提案書の内容を、写真やイラスト等を用いて PowerPoint で分かりやすく作成してください。

(2) 提出方法

金沢市産業政策課あて電子メールで提出してください。

宛先：sansei@city.kanazawa.lg.jp

※提出前に必ず産業政策課にご相談をお願いします。

(3) 応募締切

令和 8 年 8 月 6 日（木）午後 5 時 45 分まで

(4) 留意事項

- ①応募者が提案できる事業は 1 事業までとします。
- ②応募に要する費用は、応募者の負担とします。
- ③提出された申請書類は返却しません。
- ④提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めません。
- ⑤様式の規格は原則として A 4 版縦とします。（(1) ⑧の事業概要資料のみ A4 版横）
- ⑥必要に応じ、追加書類の提出を求めることがあります。
- ⑦質問がある場合は、原則電子メール（宛先：sansei@city.kanazawa.lg.jp）にてご連絡ください。

期 限：令和 8 年 7 月 23 日（木）午後 5 時 45 分まで

回 答：質問があった日から原則 1 週間以内に、

下記 URL（金沢市公式ホームページ）において公開

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/sangyoseisakuka/gyomuannai/3/3/6557.html>

7. 事業の採択

(1) 選定

金沢市が委嘱した外部識者等による選定審査会において、応募者が行う企画提案のプレゼンテーションによって審査します。

審査にあたっては、下記(2)の審査基準により審査を行い、優れたものについて予算の範囲内において採択を決定します。

(2) 審査基準

次のような観点から審査を実施します。

①応募者の業務執行能力

ア 確実に事業を執行できる能力があるか。

イ 事業の実施体制が確保されているか。

ウ 事業の実施に必要な高等教育機関との連携が図られているか。

②企画内容の目的適合性

ア 本事業により、市民生活の向上や本市が抱える社会課題の解決が図られるか。

イ デジタル技術の社会実装の実現を図ることができるか。その内容に具現性があるか。

ウ 新しいサービスやそれを提供する仕組みを開発・提供するものであるか。また、新しい社会的価値を創出し、その事業の波及効果が上がるものであるか。

(3) 審査結果

応募者全員に対して、審査結果を書面にて通知します。

8. 1年目(実証実験への支援)及び2年目(社会実装に向けた支援)の手続きについて

(1) 市では、審査により採用された企画提案を基に仕様書を作成し、選定された者は、市と委託契約を締結した上で事業を実施することになります。

(2) 事業開始後は、収入及び支出を記載した当該事業の独立した帳簿を備え、経理状況を明確にしておいてください。

(3) 中間報告として11月を目途に、事業の実施状況を報告してください。その他、市から、当該事業の状況について随時報告を求められた場合は、速やかに回答してください。

(4) 事業完了後は、速やかに委託事業結果報告書及び関係書類を提出する必要があります。

9. 3年目(社会実装への支援)の手続きについて

(1) 選定審査会に提出した資料を基に、金沢市補助金交付事務取扱規則（昭和51年5月22日規則第38号、以下「規則」という。）に定める補助金交付申請書を提出することになります。

(2) 事業開始後は、収入及び支出を記載した当該事業の独立した帳簿を備え、経理状況を明確にしておいてください。

(3) 中間報告として11月を目途に、事業の実施状況を報告してください。その他、市から、当該事業の状況について随時報告を求められた場合は、速やかに回答してください。

(4) 事業完了後は、速やかに規則に定める補助事業実績報告書及び関係書類を提出する必要があります。

10. 遵守事項

事業の執行にあたっては次のことを遵守してください。

(1) 事業の変更及び中止等

- ・採択を受けた後、事業を変更しようとする場合、若しくは事業を中止又は廃止しようとする場合は、速やかに報告したうえで、事前に承認を受けなければなりません。その場合、市委託料（又は市補助金）の一部又は全額を返還していただくことがあります。

(2) 安全配慮等

- ・事業の実施にあたり、安全に十分留意するとともに、利用者とトラブルが発生することのないよう配慮するとともに、苦情に対しては誠意をもって対応してください。
- ・万一の事故等に備えて保険に加入してください。

11. スケジュール

内容	スケジュール
質問締切	7月23日（木）
応募締切	8月6日（木）
審査（プレゼンテーション）	8月中旬
採択結果の通知	8月下旬
事業開始	9月
中間報告	11月
事業終了	3月31日（水）
事業報告	事業完了後速やかに提出

お問い合わせ先 **金沢市経済局産業政策課**
〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
TEL：220-2204 FAX：260-7191
Mail：sansei@city.kanazawa.lg.jp

募集要項、各種申請書類

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/sangyoseisakuka/gyomuannai/3/3/6557.html>